

戦争法案

審議不十分 残る論点も多数

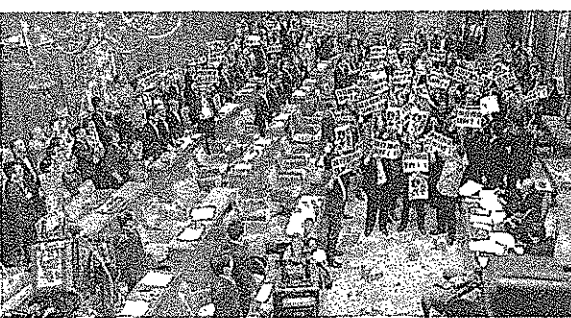
800時間級法案 116時間で強行

「今までの大法案と遜色がない116時間という質疑を委員会で行った。自民党の高村正彦副総裁は19日のNHK番組で、戦争法案の衆院強行採決をどう弁明しました。

しかし、今回のように複雑で、非常に多岐にわたる法案を一国会で扱うことに、そもそも無理がありません。衆院安保法制特別委員会の浜田靖一委員長（自民）自身が採決後に「審議を」わがかりやすくした

めにも、法律を10本も束ねたのはいかげなものか」（15日）と政府のやり方を批判しています。戦争法案は、改定法10本を一括した「平和安全法制整備法」（一括法）と、新法「国際平和支援法」（海外派兵恒久法）の計2本で構成。内容的には、1990年代初頭のPKO（国連平和維持活動）法制定以来の海外派兵関連法をほぼ全面的に改変します。これら関連法には衆参両院で、合計800時間超に

戦争法案の強行採決に野党が抗議する中、強硬独断で成立して賛成する自民党と公明党。15日、衆院安保法制特別委



表① 海外派兵関連法をめぐるこれまでの国会審議

経緯	法律名(通称)	成立年	総審査時間	
			衆院	参院
指針	PKO法	1992年	87時間	105時間
	周辺事態法	1999年	94時間	67時間
	船舶検査法	2000年	10時間	6時間
有事法制	武力攻撃事態法	2003年	92時間	52時間
	米軍行動関連措置法	2004年	52時間	32時間
	特定公共施設利用法			
	海上輸送規制法			
捕虜取り扱い法				
対テロ	テロ特措法	2001年	33時間	28時間
	イラク特措法	2003年	43時間	32時間
	補給支援特措法	2008年	43時間	45時間
	合計		456時間	371時間

※1 総審査時間は付託委員会の合計、分数は切り捨て
 ※2 PKO法には国連平和協力法案(廃案)の時間含まず

表② 衆院段階での戦争法案の審議状況

	質疑
平和安全法制整備法(改定法10本を一括)	
自衛隊法	△
集团的自衛権行使を主任務化	○
在外邦人の「救出」作戦	△
米軍等の部隊の武器等防護	○
物品役務の提供拡大	△
国外犯処罰規定の追加	△
PKO法	△
周辺事態法	○
船舶検査法	×
武力攻撃事態法	○
米軍行動関連措置法	×
特定公共施設利用法	△
海上輸送規制法	×
捕虜取り扱い法	×
国家安全保障会議設置法	×
国際平和支援法(新法)	○

凡例：○…活発に審議、△…ほとんど審議なし、×…1回も審議なし(本紙の判定による)

新指針説明も 戦争法案は、4月27日に再改定された新たな日米軍事協力の指針(ガイドライン)を施行するものです。1997年9月の改定時は、指針を施行に移す周辺事態法案が98年4月に国会提出されるまで、半年以上にわたり指針そのものに対する国会質疑が繰り返されました。しかし、今回の新指針は、日本側の憲法解釈変更と戦争法案策定の陰に隠れて、同時並行で審議が進んだため、衆院段階で多くの課題が残りました。新指針の青写真(2005年の在日米軍再編の中間報告(「未来のための変革と再編」)です。同文書では、今後強化すべき日米協力の分野として、機雷掃海▽後方支援▽捜索・救難▽平和維持活動(新指針)と戦争法案の内容がほぼ特定されていました。これに加え、新指針では平時から稼働可能な「同盟調整メカニズム」を設置。新指針と戦争法案によって自衛隊が事実上、米軍の指揮下に組み込まれ、一体で部隊運用される恐ろべき態勢が完成します。この点についても、政府は国会審議を通じて国民に明らかにする必要があります。

7/27 旗